

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事 ● 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	常滑市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tokoname.aichi.jp/shisei/jyohokokai/1002380.html

執行機関名 常滑市長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	支給認定子ども以外の就学前子どもに係る保育所等の使用料に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		常滑市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第14の項 支給認定子ども以外の就学前子どもに係る保育所等の使用料に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第一条	常滑市保育の必要性の認定に関する条例第1条 常滑市保育の必要性の認定に関する条例施行規則第8条第2項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	常滑市保育の必要性の認定に関する条例 第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条の規定による認定(以下「支給認定」という。)に関する保育の必要性の基準を定めるものとする。 常滑市保育の必要性の認定に関する条例施行規則 第8条 略 2 福祉事務所長は、前項の規定によってもなお保育所の定員に満たない場合は、支給認定子ども以外の小学校就学前子どもについても入所を承諾することができる。 3・4 略

⑦独自利用事務の関連規範		常滑市保育の必要性の認定に関する条例(平成26年常滑市条例第26号) 常滑市保育の必要性の認定に関する条例施行規則(平成27年常滑市規則第3号)
--------------	--	---